

特別研究における単位数と拘束時間に関して

【ご意見・ご要望】(投稿日:2024年9月4日)

文部科学省の大学設置基準では第二十一条で「単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする」とありますが、工学部の特別研究は研究室単位で拘束時間が定められ、12単位での基準時間をはるかに超えての滞在を要求されます。

これに関して、同規定で、「卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる」とありますが、何をもちて12単位が適切と判断され、単位数と比べて過剰な時間拘束が行われているのでしょうか。

【回答】(回答日:2024年10月23日)

(回答部署:工学部教務掛)

大学設置基準において、1単位当たりの学修時間(授業+授業外学修(事前・事後学修))は、45時間を標準とすることが定められています。

上記に基づいて各学部・学科で授業の単位数を決定しておりますが、特別研究の12単位については、上記の通り1単位に45時間の学修が必要ですので、 $12 \times 45 = 540$ 時間の学修が必要となります。授業期間中の平日は標準15週ですので、1日3時間学修すると3時間 \times 5日 \times 15週 \times 2期=年間450時間となります。残りの90時間は、平日に追加で学修したり休業期間中の学習に充てられたりすることが想定されます。

これはあくまで例ですので、研究室や学生によって研究テーマが異なることから、学習時間や学修時期に差が出る場合があると思います。そのため、特別研究のシラバスに記載の通り、「(授業計画と内容)指導教員と協議のうえ決定する。」としており、それぞれの学生の研究テーマに合った学習時間や方法を設定することになっていません。